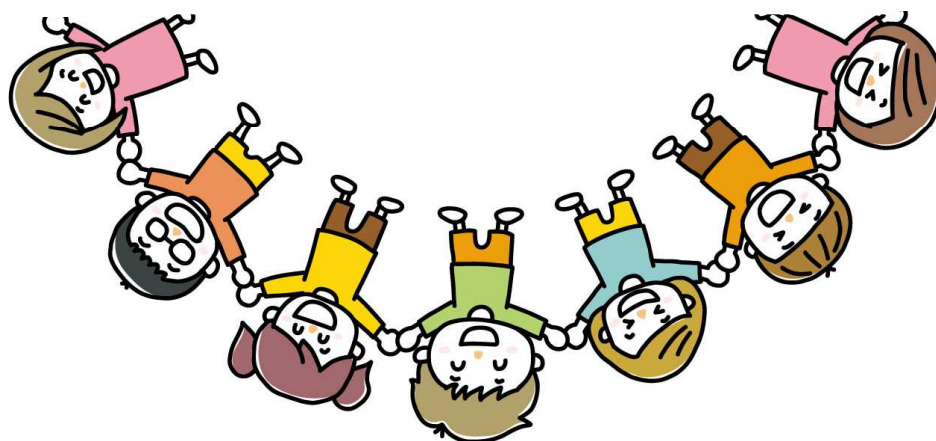


令和7年度
第5回鹿屋市子ども・子育て会議



鹿屋市

こどもまんなか



令和8年3月

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

I 報告

- 1 令和7年度第4回子ども・子育て会議の報告…………… P 1

II 協議

- 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業所の確認について…………… P 4

■ 関連資料

- 子ども・子育て会議委員名簿…………… P 6
- 子ども・子育て会議条例…………… P 7

I 報告

1 令和7年度第4回子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和8年2月16日(月) 14:00~15:00
開催場所	鹿屋市 7階大会議室 (ZOOM 会議併用)
出席委員	エルメス委員、蜂谷委員、橋委員、阿蘇品委員、竹中委員、柿迫委員、矢野委員、坂元委員、森委員、堀之内委員、下村委員、藤井委員、吉井委員、友岡委員、有川委員、豎山委員、指宿委員、駿河委員、川崎委員、渡邊委員、川添委員、鹿倉委員
事務局等	子育て支援課長及び関係担当課長等並びに担当者
議題	報告 1 令和7年度第3回子ども・子育て会議の報告 2 令和8年度定員変更等の希望取下げについて 協議 1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業所の確認・認可について 2 第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画 代用計画の策定について その他 1 鹿屋市子ども・子育て会議の委員公募について 2 鹿屋市こどもモニター 令和7年度アンケートの実施結果について 3 令和7年度子ども・子育て会議スケジュールについて
会議結果	報告 1 令和7年度第3回子ども・子育て会議の報告を事務局より報告 2 令和8年度定員変更等の希望取下げについて、認定こども園南部幼稚園の定員変更希望を取下げた旨を事務局より報告 協議 1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業の確認・認可について、資料に基づき事務局から説明を行い、確認・認可ともに会議全員一致で承認 2 第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画 代用計画の策定について、資料に基づき事務局から説明を行い、会議税全員一致で承認 その他 1 鹿屋市子ども・子育て会議の委員公募について事務局より説明 2 鹿屋市こどもモニター 令和7年度アンケートの実施結果について、市政推進課より説明 3 3月に書面にて第5回子ども・子育て会議を開催することを事務局より説明

『乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)事業所の確認・認可についての質問』

量の見込み・確保方策について、令和8年度の希望定員数は、量の見込みに対して約3倍近くあり、充足され過ぎている状態であるが、鹿屋市として対象施設をさらに増やしていこうと考えているのか。展望でも構わない。

(回答) 今年度の7月から14施設で試行的事業を実施している。7月から12月までの実績として、利用者が77名、合計(延べ)利用時間数が566.5時間である。1月は集計中であるため、現時点では12月までの数字である。

こども誰でも通園制度が今年4月から全国で本格実施されることに伴い、どのくらいのニーズがあるのか、まだ不透明な部分がある。そのため、令和8年度については、基準を満たした希望施設において実施し、令和9年度がこども計画の中間見直しの時期になっているため、その時点の状況を踏まえて、今後の方向性を検討していきたいと考えている。

量の見込みと確保方策について、0歳、1歳、2歳はバランスの取れた希望定員数となっているが、地域別で見ると、輝北地区や花岡地区、串良地区、年齢によっては0歳、1歳部分において笠之原地区が0になっているように地域差が見られる。

鹿屋市として、不足している地域に事業の実施を促していくのか、また利用者に対して供給が十分であるところは、これ以上増やさないのか教えてもらいたい。

(回答) 地域的なニーズバランスも検討の一つとして非常に重要な部分だと認識している。こども誰でも通園制度の一つの目的として、保育施設として地域との連携、協力を築いていくということもあることから、ニーズを踏まえながら、地域のバランスについても検討していきたい。利用される方の声や子ども・子育て会議の委員の皆様の声を伺いながら、もし足りない地域があれば、該当地域の施設に促していく必要があると考えている。

『鹿屋市こどもモニター 令和7年度アンケートの実施結果についての質問・意見等』

こどもの居場所について、市としてはどのような居場所を確保しているのか教えてほしい。

(回答) 居場所については、教育委員会や保健福祉部門など各課で居場所づくりを進めているところである。例えば、地域における寺子屋や学童なども居場所の一つだと考える。それ以外の居場所づくりについては、皆様のご意見をいただきながら、各課で居場所づくりを検討していきたいと思っている。

鹿屋市こどもモニターアンケートをやるきっかけ、なぜこのようなことをすることになったのか、県からの依頼なのか、市独自の取組なのか、また質問内容と実施人数を教えてください。

(回答) 元々市では、子ども若者から色々意見を聞き、それを施策に反映するという取組を行ってきた。かつては高校生議会という形で高校生から意見をいただく取組を行い、令和6年度に子どもたちの意見やアイデアを施策に反映するため、かのやっこ委員会という会議体を設け、意見やアイデアをいただいていた。昨年度の子ども・子育て会議でも、かのやっこ委員会の委員に会議に出席していただき、子どもの意見聴取を行った。

昨年度の取組を踏まえ、実際の会議体という形式だと、参加人数が限られてしまうことや子どもたちが忙しいため、会議日を指定して参加していただくには制約があったため、もっと子どもたちの意見を時間や場所に捕らわれず、広くお伺いする方法として令和7年度からこどもモニター制度を設けた。

背景として、鹿屋市こども計画の中で、子ども・若者の社会参加、意見徴収を掲げており、具体化する取組として、こどもモニターを開始した。

人数については、募集を70人の定員で行った。70人という数は、市内の小・中学校の生徒数の多い少ないと地域バランスを考えて、市内全域の小・中学校誰でも参加できるような形で枠を設けて設定した。結果、67名の方にご登録いただいている。

県の事業ではなく、市単独の取組として行っている。

テーマについては、取りまとめは政策推進課であるが、こども達に意見を聞きたいテーマ等について全庁的に募集を行い、各課から挙がってきたものをテーマとして設定している。

いつもアンケート結果など意見が出た後、結局「検討します」で流れて終わっているのが今までもすごく多い。子ども達が回答した以上、「こういう風にします」という回答をしっかりとほしい。

こどもモニターは人数が限られていると思うが、広く意見を収集するのであれば、鹿屋市の小中学校全員がタブレットを持っているので、それを利用し、全員にアンケートを取るなどした方がいいと思う。少ないのではないか。第3回目以降考えていただきたい。

(回答) 大人の市政モニター制度のこども版として行っているところもあり、母数については限られた部分で行い、まだ手探りのところがある。一旦スモールスタートで行い、状況を見極めながら、対象や設問、規模などは再度検証して参りたい。

「居心地が良いと感じる場所」という設問の投げかけをしてあるが、実際学童保育をやっているが、安心安全な場所だが子ども達がどういう風を感じているのかということも合わせて知りたい。ただ居心地がいいから何でも自由にできるということだけではなく、今、地域社会の中で、放課後の子どもたちがどのような過ごし方をして、どこに危険があるのか、そういうのを含めてアンケートをやっていただければと思った。

アンケートで興味深いと思ったのが、設問3「シティプロモーションについて、自慢できるものはなんですか」において、カンパチが30件と最も多く出ており、これはカンパチダンスが子ども達に浸透しているからかなと感じている。さつまいもや黒毛和牛、黒豚のキャラクターなども同じように市や団体の方でも仕掛けていくと、もっと子どもたちに定着していくと思う。

最初、カンパチロウが出てきたとき、私もカンパチが日本一ということは知らなかったが、5歳の子どものもカンパチロウを知り、カンパチが日本一というのを認識している。サツマイモや牛、豚にも子ども達に伝わるよう、ゆるキャラがいれば印象に残っていくと思う。

II 協議

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業所の確認について

▶鹿屋市子ども誰でも通園制度事業事業所の確認について

前回会議において、認可に関する意見聴取を行いました令和8年度開始予定事業所について、鹿屋市家庭的保育事業等認可審査会（令和8年2月17日開催）において認可を決定しましたので、子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定に基づき、認可事業所の確認に関する意見聴取を行うため、協議事項としてお諮りするものです。

確認要件について提出書類を審査したところ、7施設中7施設で基準を満たしています。

【確認申請希望事業所（対象：R8開始事業所）】

小学校区		施設名	定員				実施方法
			0歳	1歳	2歳	合計	
祓川	1	円鏡保育園	1	1	1	3	余裕活用型
寿	2	第一鹿屋幼稚園	0	8	8	16	一般型 (専用室独立実施)
	3	ミルクイーランド	2	1	2	5	余裕活用型
田崎	4	第二南ん里保育園	3	4	5	12	余裕活用型
西原	5	二葉保育園	1	1	1	3	余裕活用型
大始良	6	南部幼稚園	1	1	1	3	余裕活用型
吾平	7	あいら認定こども園	1	1	1	3	余裕活用型
合 計			9	17	19	45	

▶確認の主な要件

利用定員に関する基準	
特定乳児等通園支援事業者（以下、事業者）は、一時間当たりの利用定員、1月当たりの利用定員を定めるものとする	
運営に関する基準	
面談	事業者は、乳児等支援給付認定子ども（以下、子ども）に係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、子ども及び保護者の心身の状況及び子どもの養育環境を把握するための保護者との面談を行わなければならない ほか
乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	事業者は、子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、子どもに対して最初に特定乳児等通園を提供するに際し、保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、記載された事項を確認するものとする
乳児等支援給付認定の申請に係る援助	事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない

心身の状況等の把握	事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、子ども及びその保護者の心身の状況、子どもの養育環境、他の事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない
特定教育・保育施設等との連携	事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない
特定乳児等通園支援の提供の記録	事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない
支払	事業者は、法定代理受領を受けないときは、保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払をうけるものとする（ほか）
乳児等支援給付費の額に係る通知等	事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、乳児等支援給付費の額を通知しなければならない（ほか）
相談及び援助	事業者は、常に子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付費認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない
乳児等支援給付費認定保護者に関する市への通知	事業者は、特定乳児等通園支援を受けている保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない
勤務体制の確保	事業者は、子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、事業者ごとに職員勤務の体制を定めておかななければならない（ほか）
利用定員の遵守	事業者は、一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない
掲示等	事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う児童公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない
情報の提供等	事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない（ほか）
地域との連携等	事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない
会計の区分	事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない

▶今後のスケジュール

日付	内容	備考
3月	第5回子ども・子育て会議（書面開催）	確認：R8～実施希望事業所
3月下旬	R8～実施事業者確認結果通知	
4月1日	事業開始	R8～実施希望事業所

鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及び第3項並びにこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、支援法第72条第1項各号に掲げる事務、市町村こども計画（基本法第10条第2項に規定する計画をいう。）の策定及び変更に関する事項並びにこども施策（基本法第2条第2項に規定する施策をいう。）の推進に関する事項を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	エルメス 恵子 ^{けいこ}	市民委員	
2		蜂谷 友香 ^{ゆか}	市民委員	
3		橘 拓真 ^{たくま}	市民委員	
4		阿蘇品 伸三 ^{しんぞう}	市民委員	
5		竹中 愛美 ^{あみ}	市民委員	
6		柿迫 愛美 ^{あみ}	市民委員	
7	第2号委員 学識経験者	矢野 常広 ^{つねひろ}	鹿屋市医師会	
8		坂元 潤也 ^{じゆんや}	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己 ^{かつみ}	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		権現 一彦 ^{かずひこ}	鹿児島県大隅児童相談所	
11		堀之内 俊夫 ^{としお}	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		下村 尚 ^{たかし}	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第3号委員 子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者	藤井 光晴 ^{みつはる}	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 恒 ^{ひさし}	鹿屋乳児院	
15		吉井 健 ^{たけし}	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信 ^{よしのぶ}	鹿屋市保育会	
17		有川 文人 ^{ふみと}	鹿屋市学童保育連絡会	
18		曾原 真維子 ^{まゐこ}	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
19		豎山 恵美 ^{めぐみ}	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ(母親クラブ)	
20		指宿 章子 ^{あきこ}	障がい児福祉支援事務所	
21	第4号委員 その他市長 が必要と認 める者	駿河 涼子 ^{りょうこ}	鹿屋特別支援学校PTA	
22		川崎 大輔 ^{だいすけ}	鹿屋市PTA連絡協議会	
23		渡邊 まさと	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		川添 みや子 ^{みやこ}	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎 ^{はちろう}	鹿屋市町内会連絡協議会	
26		鹿倉 李恵 ^{りえ}	鹿屋商工会議所	

■ 委嘱期間：令和6年5月1日～令和8年4月30日（2年以内）】